

公立大学法人横浜市立大学海外フィールドワーク支援プログラム実施要綱

制 定 平成 19 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学生及び大学院生が授業の一環として、海外での実践的な教育研究活動（以下「フィールドワーク」という。）に参加しやすい環境整備を図ることを目的に、当該活動に係る経済的支援をする支援プログラム（以下「本プログラム」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本プログラムは、教員が引率して行うフィールドワークのうち、学部又は研究科の授業の一環として行うものを対象とする。ただし、大学院生の学会への参加及び発表その他打合せ等を対象とすることはできない。

(補助金)

第3条 本プログラムの適用を受けるフィールドワークについて、次の各号の費用を対象に補助金を支給する。ただし、個人に関する費用（現地までの旅費及び個人的な飲食費）は除く。

- (1) 現地でのフィールドワークにおいて直接支出する費用（現地講師謝金、現地ガイド費、会場使用料を含む）
- (2) 現地でのフィールドワークに要する旅費（車両借上げ等の現地交通費、宿泊費及び海外旅行傷害保険費を含む）
- (3) 現地での安全管理に必要な費用（通信機器、警備員傭上費等を含む）
- (4) フィールドワークに必要な資料等の収集にかかる費用
- (5) 報告書の作成にかかる費用（印刷製本費を含む）
- (6) その他学術院学群運営会議が必要と認めた費用

2 補助金の額は、参加学生1名につき1万円で算出した金額とする。

3 補助金の支給は、在学中1回に限る。

(予算配分)

第4条 学群運営会議は、各学部、研究科及び共通教養（以下「各学部等」という。）へ配分する予算額を決定する。

- 2 本プログラムの適用を受けたフィールドワークにおける参加学生数について、適用決定時の学生数を超過した場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、当該フィールドワークにおける補助金額を参加学生数で按分することとする。
- 3 前項に基づき補助金の支給が適用された場合においても、前条第3項の規定を適用することとする。

(募集)

第5条 本プログラムにかかる募集は、別に定める「海外フィールドワーク支援プログラム実施の手引き（以下「実施の手引き」という。）」により行う。

(応募)

第6条 本プログラムに応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号の書類を応募の手引きに定める期間に、グローバル推進室に提出しなければならない。

- (1) 海外フィールドワーク支援プログラム申請書（様式A）
- (2) 海外フィールドワーク支援プログラム旅程表（様式B）
- (3) 危機管理計画票（様式C）
- (4) 当該授業シラバス写し
- (5) 引率する教員（以下「引率者」という。）の出張旅費を見積るために必要な、旅行会社による航空代金（成田及び羽田空港使用料、燃料サーチャージ、航空保険料等含む）の見積書

2 応募者は、本プログラムの適用を受けようとするフィールドワークを一環とする授業を主催する本学専任教員又はこれに準ずる特別契約教員及びプラクティカル・イングリッシュ（以下、P Eという。）インストラクター等を含めた教員とする。

（選考）

第7条 本プログラムの適用を受けるフィールドワークは、学群運営会議で決定する。

2 前項に定めるフィールドワークの選考は、第4条で各学部等へ配分された予算の範囲内で行う。

3 本プログラムの適用を受けるフィールドワークが決定したのち、フィールドワークの計画に変更が生じたときは、応募者はその変更について、学群運営会議に諮らなければならない。ただし、渡航に伴う日程変更等の軽易な変更については、学部長等の承認による。

（引率教員）

第8条 引率者は、本学専任教員又はこれに準ずる教員（特別契約教員・P Eインストラクター等も含める）とする。

（教員の服務取扱）

第9条 教員の服務取扱は、海外出張扱いとし、公立大学法人横浜市立大学教員の海外出張規程および公立大学法人横浜市立大学旅費規程ほか関係規程、規則等の定めるところにより旅費（渡航費、滞在費等）を予算の範囲内において原則渡航前に支給する。

（保険への加入）

第10条 引率者は、フィールドワークに参加する者全員（引率者自身を含む）を、海外旅行傷害保険に加入させなければならない。

2 引率者は、渡航前に、フィールドワークに参加する者全員（引率者自身を含む）分の保険証書をグローバル推進室へ提出する。

（渡航時期）

第11条 海外フィールドワークは、春季、夏季又は冬季の休業期間内に出発、及び帰着しなければならない。ただし、春季休業の期間に渡航するときは、3月10日までに帰着しなければならない。

（報告）

第12条 引率者は、帰国後、1ヶ月以内に報告書及び活動概要をグローバル推進室に提出しなければならない。また、別途、報告書を作成する場合は当該年度内に提出

しなければならない。

- 2 引率者は、合同帰国報告会又はパネル展への参加、統一様式による報告書の作成、ウェブサイトへの報告書掲載等により、成果について報告しなければならない。
- 3 前項については、引率者の責任において、本プログラムに参加した学生に担当させることができる。

(補助金の精算)

第13条 引率者は、帰国後、1週間以内に諸経費の証憑（領収書等）を添付した海外フィールドワーク支援プログラム補助金精算書（様式2）をグローバル推進室に提出しなければならない。

- 2 引率者は次の各号に該当した場合は、補助金の一部又は全額を返還しなければならない。ただし、第1号及び第2号にあって、帰国後、学群運営会議に理由を付して報告し、承認を得た場合を除く。

- (1) 交付決定通知書で定められた渡航条件で渡航しなかった場合
- (2) 帰国後、指定された期限内に報告書、活動概要を提出しなかった場合
- (3) 前項の精算書による精算額が、支給した補助金額を下回る場合、その差額

- 3 大学が定める公欠事由に該当し、やむを得ず参加をキャンセルした結果、キャンセル料が発生した場合、理由書と必要な書類を提出すれば補助金の返還は求めない。但し、キャンセル料が補助金額を下回る場合は差額を返還する。

(緊急の案件)

第14条 緊急を要する案件は、各学部長等が専決することができる。各学部長等が専決した事項は、事後に学群運営会議で報告するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、学群運営会議が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成23年5月1日以降においては第9条2項および4項にある「学務・教務セン

タ一長」は「学務・教務部長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。